# 熊本市公報

## 第1409号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局総務厚生課

発行日 毎月 15日・末日

目 次

条 例

## 告 示

○平成27年度特定計量器定期検査(告示第621号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1400
○障害者総合支援法による居宅介護及び重度訪問介護事業者の指定の廃止(告示第 622 号)	1400
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定(告示第 623 号)	1401
○市道の供用開始(告示第 624 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1401
○差押通知書及び配当計算書の公示送達(告示第 625 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1401
○市道の供用開始(告示第 627 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1402
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物(告示第 629 号)	1402
○平成27年度介護保険料納付通知書の公示送達(告示第 630 号)	1402
○平成27年度市県民税納税通知書の公示送達(告示第 632 号)	1403
○平成26年度及び平成27年度国民健康保険料督促状の公示送達(告示第 633 号)	1403
○平成27年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達(告示第 634 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1403
○平成27年度介護保険料督促状の公示送達(告示第635号)	1404
○市道の区域変更(告示第 636 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1404
○市道の供用開始(告示第 637 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1404
○放置自転車の売却等(告示第 639 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1404
○平成27年度国民健康保険料納付通知書兼納付書の公示送達(告示第 640 号)	1405
○市道の区域変更(告示第 641 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1405
○市道の供用開始(告示第 642 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1405
○市道の区域変更(告示第 643 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1406
○市道の区域変更(告示第 644 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1406
○市道の供用開始(告示第 645 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1407
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止(告示第 646 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1407

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了(2	公告第 641 号)	 1407
○開発行為に関する工事の完了(公	公告第 648 号)	 1407
○開発行為に関する工事の完了(△	公告第 649 号)	 1408
○開発行為に関する工事の完了(2	公告第 652 号)	 1408

○開発行為に関する工事の完了(公告第 655 号)	1408
○開発行為に関する工事の完了(公告第 656 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1408
○平成27年度熊本市農用地利用集積計画(第6号)の決定及び縦覧(公告第657号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1409
○農業振興地域整備計画の変更の決定及び縦覧(公告第 658 号)	1409
○都市公園の区域変更(公告第 659 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1409
西区	
○住民票の職権消除(西区告示第7号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1410
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(上下水道局告示第52号)	1410
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 53 号)	1411
○排水設備指定工事店の指定の取消(上下水道局告示第 54 号)	1411
○排水設備指定工事店の指定(上下水道局告示第 55 号)	1412
○給水装置工事の事業の廃止(上下水道局告示第 56 号)	1412
○指定給水装置工事事業者の指定(上下水道局告示第 57 号)	1412
病院局	
○平成27年度熊本市病院局職員採用選考試験案内(医師)(病院局公告第39号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1412
監査	
〇平成 $2$ 7年度熊本市一般・特別会計定期監査(工事)結果(監委公告第 $12$ 号)	1413
○平成26年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見(監委公告第13号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1416
○平成26年度熊本市一般会計・特別会計(公営企業会計を除く)歳入歳出決算及び基金運用状況審査	
意見(監委公告第 14 号)	1417
○平成26年度熊本市公営企業会計決算審査意見(監委公告第15号)	1419
農業委員会	
○農業委員会総会の招集(農委公告第9号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1419

条例

条 例 第 56 号 平成27年 9 月 8 日

熊本市教育委員会組織条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市教育委員会組織条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、熊本市教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定に よりなお従前の例により在職する場合においては、この条例中「教育長及び5人」 とあるのは「6人」と読み替えるものとする。

## 告 示

告示第621号 平成27年9月1日

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅 及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
快宜口	検査区域(小学校区)
10858 (8)	託麻原小学校 体育館玄関前
10月5日(月)	託麻原
10月6日 (火)	西原小学校 体育館玄関前
10月6日(火)	西原
10870 (-1/2)	帯山西小学校 体育館玄関前
10月7日(水)	帯山・帯山西

- ※ 受付時間 午前10時から正午・午後1時から午後3時まで
- ※ <u>託麻原小学校会場</u>及び<u>西原小学校会場</u>については、<u>午後のみ</u>受付を行う。 上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。
- 3 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定による定期検査実施の場所及び期間
- (1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

- (2) 所在場所検査に該当する特定計量器
  - ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
  - イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
  - ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難 であるとき。
  - エ 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
  - オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。
- (3) 検査期間

平成27年10月1日(木)から平成27年11月30日(月)まで

告示第622号

平成27年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、居宅介護及び重度訪問介護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 廃止する事業所の名称及び所在地 けあら一ず榎指定訪問介護事業所 熊本市東区榎町15番191号
- 2 廃止する事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名株式会社セラム愛知県名古屋市北区大曽根一丁目26番23号 代表取締役 玉置 正樹
- 3 廃止する事業の種類 居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日 平成27年9月30日

告示第623号 平成27年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西一史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間			
1	ふきのとう薬局	熊本市中央区本荘三丁目1番1	平成27年9月1日	~	平成33年8月31日	
1	熊大病院西門店	1号	平成27年9月1日	, 0	平成33年0月31日	
2	医療法人桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番	平成27年9月1日	~	平成33年8月31日	
	桜十字病院	1号	十)及27年9月1日		十)及33年8月31日	
3	医療法人博光会	熊本市南区御幸笛田六丁目7番	平成27年9月1日	~	平成33年8月31日	
ъ	御幸病院	4 0 号	平成27年9月1日	, 0	平成33年0月31日	
4	訪問看護ステーショ	熊本市南区御幸笛田六丁目7番	平成27年9月1日	~	平成33年8月31日	
4	ンみゆきの里	40号	十成乙(午9月1日		十級33十8月31日	

告示第624号

平成27年9月1日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日	
<b>登</b> / <b>全</b>	100 100 20	区間		
13-	秋田第84号線	東区秋津町秋田8番3番地先から	平成27年8月24日	
483		東区秋津町秋田229番地先まで	平成27年6月24日	

告示第625号

平成27年9月3日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。 熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略) 3名
- 2 送達をする書類名差押調書 (謄本)配当計算書

告示第627号 平成27年9月1日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路	線	名	道	路	の	区	域	供用開始の期日	
<b>登</b> 任留力	阳	形化	20		区		間			
	新町3	3丁目		中中区郊	計って日	10平1	#4件よい	<u>.</u>		
7-230	島崎1	丁目		中央区新町3丁目9番1地先から 平成27年9月1   中央区島崎1丁目231番3地先まで			平成27年9月1日			
	第2号	線			iil T ] ⊨	1231	番り地	ルよく		

告示第629号

平成27年9月8日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他	
8月18日	はり札等	2	清水本町	8月19日		
8月21日	はり札等	1	帯山	8月22日		
8月27日	はり札等	1 1	水前寺・山ノ内・新外・小峯・戸島	8月28日		
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)						

告示第630号

平成27年9月9日

平成27年度介護保険料納付通知書(普通徴収)の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号)第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	料目	期別	納期限	備考
平成27年度	介護保険料	8月期	平成27年9月30日	公示送達者
		9月期	平成27年9月30日	79名(登載省略)
		10月期	平成27年11月2日	
		11月期	平成27年11月30日	
		1 2月期	平成28年1月4日	

1月期	平成28年2月1日	
2月期	平成28年2月29日	
3月期	平成28年3月31日	

告示第632号

平成27年9月10日

平成27年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名(登載省略)	
平成27年度	士但兄裕	市県民税	3期	平成27年11月2日	2 1名
十八八八十八支	HISTORIC	4期	平成28年2月1日	2 1 石	

告示第633号

平成27年9月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成27年度	7月期	510名
十八乙十十段	6月期	1 5名
平成26年度	2月期	2名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年9月24日

告示第634号

平成27年9月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成27年度	7月期	16名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年9月24日

告 示 第 6 3 5 号 平成27年9月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法(平成9年法律 第123号)143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊 本市介護保険条例(平成12年条例第5号)第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成27年度	7月期	157名
十成乙十十段	6月期	3名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年9月24日

告示する。

告示第636号

平成27年9月10日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

					道	路	0)	区	域	
整理番号	号 路	路線	線 名	L7*				旧新	動性の恒星 ()	延長
				区間				の別	敷地の幅員 (m)	(m)
				北区楡木3丁目1389番4地先から					4. 0~8. 0	66. 8
0 466	12-1-	楡木第1号線		北区楡木3丁目1390番地先まで				IΠ	4. 0~8. 0	00.8
9-466	作べた			北区楡木3丁目1389番4地先から				άr.	4 0 0 5	6.6. 0
				北区楡木3丁目1390番地先まで				新	4. 8~8. 5	66. 8

告 示 第 6 3 7 号 平成 2 7 年 9 月 1 0 日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道 路 の 区 域	併用関がかれ		
金柱留力	路 脉 石	区間	供用開始の期日		
9-466	楡木第1号線	北区楡木3丁目1389番4地先から	平成27年9月10日		
9-400	1186个另 1 万脉	北区楡木3丁目1390番地先まで	平成27年9月10日		

告示第639号

平成27年9月11日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項 別表のとおり(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日平成27年9月11日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 137台

告 示 第 6 4 0 号 平成27年9月11日

平成27年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

298名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。 指定期限 平成27年9月30日

告示第641号 平成27年9月14日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

					道	路	Ø [	ヹ 域		
整理番号	路	路線	名	ᅜ	<b>月</b> 月		旧新	動性の恒昌 (>>>)	延長	
				区	間		の別	敷地の幅員(m)	(m)	
	**************************************		ı	中央区新大江3丁目51番3地先から			IΒ	3. 2~3. 2	35. 5	
3-4	新大江2丁目	中央区新大江3丁目86番5地先まで			III	3. Z <sup>-2</sup> 3. Z	33. 3			
3-4	3-4 新大江3丁目 第1号線		ı	中央区新大江3丁目	中央区新大江3丁目51番3地先から			3. 8~7. 3	45 5	
				中央区新大江3丁目86番5地先まで			新	<i>3.</i> 8∼7. 3	45. 5	

告示第642号

平成27年9月14日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 大西 一 史

整理番号	路線	名	道路の区域 区間	供用開始の期日
3-4	新大江2丁目 新大江3丁目 第1号線		中央区新大江3丁目51番3地先から 中央区新大江3丁目86番5地先まで	平成27年9月14日

告 示 第 6 4 3 号 平成27年9月14日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

				道	路	の	区	域		
整理番号	路線	名	7	間			旧新	敷地の幅員 (m)	延長	
			区	刖			の別	敖地·邓崩貝(m)	(m)	
			東区画図町重富600番	₹1地先から	)		П	1. 0~1. 0	4.9 6	
14-1	重富		東区画図町重富600番	₹3地先まて	3		旧	1. 0~1. 0	42.6	
5 0	第19号線	Į	東区画図町重富600番	東区画図町重富600番1地先から		かた	1 0 4 0	F.1. 1		
			東区画図町重富600番	₹3地先まて	ŝ		新	1. 0~4. 0	51.1	

告示第644号 平成27年9月14日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

					~
整理		道路	の	区 域	
番号	路線名	区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4026	新町3丁目	中央区段山本町203番10地先から 中央区島崎1丁目211番地先まで	旧	21. 0~51. 0	194. 1
4020	島崎7丁目第1号線	中央区段山本町203番10地先から 中央区島崎1丁目211番地先まで	新	10.0~24.3	194. 1
4007	小沢町	中央区段山本町203番10地先から 中央区段山本町203番10地先まで	旧	37. 2~44. 7	38. 6
4007	上熊本2丁目 第1号線	中央区段山本町203番10地先から 中央区段山本町203番10地先まで	新	34. 5~35. 2	38. 6
4007	小沢町 上熊本2丁目	中央区新町3丁目2番12地先から 中央区新町3丁目1番5地先まで	旧	21. 5~24. 5	45.6
4007	第1号線	中央区新町3丁目2番12地先から 中央区新町3丁目1番5地先まで	新	18. 9~23. 6	45.6

告 示 第 6 4 5 号 平成27年9月14日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

東田平山	<u>1.</u>	収	線	Þ		道	路	の	区	域		供用開始の期日
至注	整理番号		路線名		区間							
14-150		重富			東区画		重富60	0番1	地先か	5		平成27年9月14日
		第1	9号線		東区画	iget i	重富60	0番3	地先ま	で		平成27年9月14日

告示第646号 平成27年9月15日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

#### 熊本市長 大西一史

介護保険事業	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び	廃止年月日	サービスの種
所番号	争未列沙石阶及U为任地	に代表者の氏名	<b>廃业</b> 十月日	類
437010	くまもとケアセンターそよ風	株式会社ユニマットそよ風	平成27年	訪問介護
2 1 5 6	熊本市東区山ノ内3-9-2	東京都港区南青山二丁目12番14号	9月30日	介護予防訪問
	7	代表取締役 平家 伸吾		介護

## 公 告

公告第 6 4 1 号 平成 2 7 年 9 月 1 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区城南町下宮地字居屋敷722番6
  - 1,983.48平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市南区城南町沈目1502番地 社会福祉法人 恵春会 理事 小林 佳之

公告第648号 平成27年9月7日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区富合町古閑字前村田1103番4 255.82平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告第649号 平成27年9月8日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区長嶺南六丁目1871番1 1,218.77平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告第652号 平成27年9月9日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区城南町下宮地字新田397番5 499.79平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 登載省略

公告第655号 平成27年9月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区山ノ神一丁目3285番2 2,123.84平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市北区高平二丁目14番53号 株式会社 川﨑ハウジング九州 代表取締役 若林 和彦

公告第656号

平成27年9月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区護藤町字小藤1263番1、1264番1、1303番、1304番、1305番1、 1305番2及び水路の一部 938.96平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区保田窪本町4番32号

株式会社 ルミナスホーム 代表取締役 原本 栄興

\_\_\_\_\_\_

公告第657号

平成27年9月15日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、平成27年度 熊本市農用地利用集積計画第6号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 大西一史

#### 1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第658号

平成27年9月15日

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

#### 1 変更内容

番号	変更した土地の所在 面積(m) 変更		変更理由
1	西区河内町河内字上戸1030番1	2 0	農地を農作業準備休養施設(便所)に用途区分変更
2	西区河内町河内字白岩1109番	1 5	農地を農作業準備休養施設(便所)に用途区分変更
3	西区河内町河内字白岩1108番1	250	農地を選果場に用途区分変更

#### 2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区役所総務企画課

熊本市東区役所農業振興課

熊本市西区役所農業振興課

熊本市南区役所農業振興課

熊本市北区役所農業振興課

公告第659号

平成27年9月15日

熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)第22条の規定に基づき、次のように都市公園の 区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦 覧に供する。

熊本市長 大西一史

#### 1 名称及び位置

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
名 称	位置	区域	面積 (m²)
(公園種別・緑地)			Jan 154 (415)

| 熊本市南区平田一丁目734番外 | 別紙のとおり | 16,851 m² | 16,851 m² |

(別図登載省略)

区域変更の内容

グランドゴルフ場新設に伴い、区域を変更するもの。

2 変更の期日

平成27年9月15日

西 区

西区告示第7号平成27年9月8日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年9月1日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

## 上下水道局

上下水道局告示52号平成27年9月1日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成27年9月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦 覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成27年9月1日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
- (1) 東部処理区
  - 東区小山五丁目、東区画図町大字重富及び東区戸島西四丁目の各一部
- (2) 南部処理区 南区護藤町、南区出仲間六丁目、南区元三町一丁目及び南区元三町二丁目の各一部
- (3) 西部処理区 西区谷尾崎町、西区池上町、西区中原町及び西区上代十丁目の各一部
- (4) 富合処理区 南区富合町古閑の一部
- (5) 植木処理区 北区植木町小野及び北区植木町岩野の各一部
- (6) 城南処理区 南区城南町碇の一部 3 供用を開始する排水施設の位
- 3 供用を開始する排水施設の位置 前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
- (1) 東部処理区 東区秋津町秋田536番地 東部浄化センター
- (2) 南部処理区 南区元三町四丁目1番1号 南部浄化センター
- (3) 西部処理区西区沖新町4944番地3西部浄化センター
- (4) 富合処理区 宇土市高柳町138番地 宇十終末処理場
- (5) 植木処理区北区鶴羽田町12番地1熊本北部浄化センター
- (6) 城南処理区 南区城南町島田438番地 城南町浄化センター

上下水道局告示53号

平成27年9月14日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号)第13条第2項第2号及び第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
相定省与		異動事由
	熊本市中央区萩原町14番45号	平成27年8月24日
第423号	株式会社SYSKEN	代表者の異動及び営業所の移転
	代表取締役 福元 秀典	1人衣有少共别及00名未为07/8年5
	熊本市北区植木町今藤413番地1	平成27年8月31日
第358号	有限会社松岡清掃公社	代表者の異動
	代表取締役 松岡 修	一人衣石ツ共動

上下水道局告示54号 平成27年9月14日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号) 第13条第1項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第14条第1項第1号の 規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第22条第2号の規定により 次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
	熊本市中央区新町三丁目1番26号	
第577号	日栄土木株式会社	平成27年9月1日
	代表取締役 辻 龍也	

上下水道局告示55号

平成27年9月14日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水 道局規程第36号)第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
	熊本市中央区新町三丁目1番26号	
第735号	日栄平井株式会社	平成27年9月1日
	代表取締役 辻 龍也	

上下水道局告示56号

平成27年9月14日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事 業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第2号の規定により告示する。

#### 熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
	熊本市中央区新町三丁目1番26号	
第763号	日栄土木株式会社	平成27年9月1日
	代表取締役 辻 龍也	

上下水道局告示57号

平成27年9月14日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給 水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

	,	
指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
	熊本市中央区新町三丁目1番26号	
第789号	日栄平井株式会社	平成27年9月2日
	代表取締役 辻 龍也	

#### 院 局 病

病院局公告39号

平成27年9月1日

平成27年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成27年度熊本市職員採用選考試験(医師)
- 2 申込期間 平成27年9月1日 (火) から平成27年9月30日 (水) まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職種	採用予定者数
免 許 資 格 職	医師	1人

4 試験案内配布場所 熊本市民病院総務課

熊本市ホームページ及び熊本市民病院ホームページにも試験案内を掲載します。

## 監査

監委公告第12号 平成27年9月7日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査(工事)を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出(公表)する。

熊本市監查委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂田誠二

熊本市監査委員 飯銅 芳明

熊本市監査委員 坂本邦彦

#### 1 監査の対象

#### (1) 監査対象部署

総務局 危機管理防災総室

財政局管財課

市民局 区政推進課

環境局 環境共生課、水保全課、廃棄物計画課扇田環境センター、環境施設整備室、

東部環境工場

農水商工局農業政策課、水産振興センター、競輪事務所

観光文化交流局熊本城総合事務所、動植物園、文化振興課

中央区役所 総務企画課 東区役所 農業振興課

西区役所 農業振興課、農業振興課河内分室

南区役所 農業振興課、農業振興課飽田天明分室、城南総合出張所

北区役所 農業振興課、農業振興課北部分室

教育委員会事務局 施設課

#### (2) 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、上記部署において、平成26年4月1日から平成27年3月3 1日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託351件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものなどを重点的に抽出及び選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる67件の工事及び委託について監査を実施した。

#### 2 監査の期間

平成27年6月4日(木)から平成27年7月10日(金)まで

#### 3 監査の方法

監査にあたっては、特に工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

#### 4 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

#### 〇 総務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項1] 関係住民等への事前説明等について: 危機管理防災総室

- ・工事名 熊本市デジタル同報系防災行政無線整備工事
- ・工事期間 平成26年10月7日から平成30年3月20日まで

本工事は、同報系防災行政無線のデジタル化と区域拡大をめざし、本庁舎の親局、各区役所などの遠隔制御局、及び中継局・屋外拡声子局など既存設備の更新、更に高潮・津波被害の恐れがある沿岸部や土砂災害危険箇所への新設を行い、災害緊急情報などの市域各所への一斉通知を可能とするものである。

① 関係住民等への事前説明について

担当者を含む関係職員が、工事の発注前に関係住民や地権者に対する説明や協議の必要性を認識していたものの、時間の制約などから結果的に行わないまま発注していた。

工事が広く住民の安全に繋がるものであること、発注後に組織をあげて関係住民等への説明を 行っていることなどから、これまでおおむね予定どおりの進捗率で推移しているものの、関係住 民等に対する事前の説明や協議を怠ったことは、工事の計画的執行の観点から明らかに実施手順 としての適性に欠けるものである。

今後、工事の計画に際しては、より早い段階から関係住民等への丁寧な説明と確実な協議を徹底することで、適正かつ計画的な工事の執行に努められたい。

② 工事の執行に係る態勢の整備等について

営繕工事の執行については、従来から財政局長通達の中で営繕課や設備課に協議することとされており、営繕課では技術支援や事業課に代わって設計や工事監理を行うため、毎年度全庁的に工事の発注計画の照会を行っているが、本工事の計画に際しては、担当者を含む関係職員が通達の該当部分を承知していなかったことから、営繕課等に対し必要な協議を行わないまま、工事の計画から設計、工事監理までを事業課のみで実施していた。

事業課では基本計画や実施設計を専門業者に委託していたものの、仮にこの段階から営繕課等 との協議を行っていれば、より充実した執行態勢や技術支援を得られた可能性が高いものと思わ れる。

このような点からも、毎年度当初に出されている財政局長通達の一部内容を複数の職員が見落 としていた点は看過しがたく、今後、徹底した再発防止対策に取り組むとともに、工事の計画や 執行に際しては、広く関係課と協議を行い、適正な執行態勢の構築に努められたい。

- 財政局 適正に執行されているものと認められた。
- 市民局 適正に執行されているものと認められた。
- 環境局 適正に執行されているものと認められた。
- 〇 農水商工局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項2〕 土留工の設置について:農業政策課

- ·工事名 無田口排水機場電気設備改修工事
- ・工事期間 平成26年10月30日から平成27年3月3日まで

本工事は、設置から19年を経過した排水機場の老朽化に伴う改修工事のうち電気設備に係る もので、引込み柱や高圧引込み受電盤をはじめとした各種電気盤など、主要設備の更新を行うも のである。

敷地内において、地中に埋設された既設接地極の周囲のみを深さ1.65mほど掘り起こしてこれを撤去する計画としていたが、実際には受注者の判断で当該接地極周辺の広い範囲を1.7mの深さまで直掘りを行い、土留工などの崩落防止の対策を設けないまま中で作業を行っており、掘削穴の近傍には建設機械の往来も確認された。

国土交通省の建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編においては、掘削の深さが1.5mを 超える直掘りを行う場合には原則として土留工をしなければならないこととしており、今回のケ ースにおいても当該原則を免れる具体的事由は認められず、土留工を設けるべきであったと判断 される。

また、掘削穴での作業中には建設機械を近づけないなど、十分な安全上の配慮が必要であったと思料される。

今後地盤の掘削工事において同様の事態を招くことがないよう、受注者に対し十分な安全対策の実施を指導するとともに、設計仕様の変更など工事目的物に係る変更に止まらず、施工方法の変更についても、事前協議を行うよう指導を徹底されたい。

- 観光文化交流局 適正に執行されているものと認められた。
- 中央区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 東区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 西区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 南区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 北区役所 適正に執行されているものと認められた。
- 教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項3〕解体工事における石綿ばく露防止対策について:施設課

- ・工事名 飽田東小学校水泳プール築造工事
- ・工事期間 平成26年6月25日から平成27年3月13日まで

本工事は、飽田東小学校の老朽化した既存水泳プール本体と付属施設を解体撤去し水泳プール 及び付属施設の建替を行うものである。

解体工事における石綿のばく露は、深刻な健康被害を及ぼす恐れがあることから、国による石綿障害予防規則や建築物解体工事共通仕様書で厳格なばく露防止対策が規定されている。

本工事では、既存付属施設の一部に石綿含有のスレート板が使用されていたため、設計図書に 必要なばく露防止対策のレベルを記載していたものの、施工においては防塵のための湿潤化が行 われていただけで、解体の事前調査、呼吸用保護具の着用、手ばらしによる解体など、必要な石 綿ばく露防止対策がとられていなかった。

設計図書に石綿含有材の具体的使用箇所の記載がなく、いくぶん不明瞭な点があったものの、 受注者にあっては規則に基づいて解体の事前調査を行う法律上の義務を怠り、発注者にあっては、 受注者から提出された施工計画書の中に石綿ばく露対策の記載がないことに気付かず、工事監理 における役割を十分果たしていなかった。

石綿含有材の解体に伴う石綿のばく露は、工事作業員だけでなく近隣住民にも健康障害を発生させる恐れがあることから、工事関係者は法令などを遵守し再発防止に努め、設計、施工管理、工事監理のそれぞれにおいて十分な注意と計画のもと石綿ばく露防止対策を徹底されたい。

#### 5 要望

○ 正確な土量計算について:

共通 農業政策課・西区農業振興課・南区農業振興課・北区農業振興課

自然状態の土を掘削や転圧することで体積に変化が起きるが、自然状態の土の体積に対するこれらの体積の割合を土量変化率といい、農業土木工事においては土地改良工事積算基準のなかで、掘削、埋戻し、盛土、残土運搬などに係る積算の際に、これを考慮することとしている。

しかし今回監査を行った工事においては、残土運搬や購入土による盛土、路盤材の数量算出に 土量変化率の使い方が適切でない事例が散見されており、いまだ土量変化率についての正確な理解が、十分には浸透していないと推察される。

農業土木の工事を行う関係各課においては、適正な土量計算のため、積算基準に基づく土量変化率の正しい使い方について確認するとともに、関係各課で統一的な運用を行うよう改善されたい。

#### 6 意見

○ 工事における部分引渡しの計画的実施について

複数年度にわたる工事において、その計画や設計段階から工事目的物の広い範囲について工期中の完成と供用開始を予定していたにもかかわらず、設計図書において当該部分の部分引渡しを定めておらず、発注後工事途中における臨時的措置であるところの部分使用により供用を開始していた。

設計図書に部分引渡しを定めなければならない具体的規定は認められないものの、契約約款の部分使用の規定はあくまで工事途中における臨時的な必要性に基づく特例的なものであり、完成した工事目的物の一部について管理責任を受注者に負わせたまま供用を長期間継続することは合理性に欠けるものと思われる。

今後、工事途中に工事目的物の一部の完成と供用を予定している場合には、予め設計図書において引渡しを受ける範囲と時期を明記し、当該部分の完成後は供用開始の前に引渡しを受けるべきものと考えられる。

資料 工事監査実施一覧表(登載省略)

監委公告第13号平成27年9月7日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監查委員 家 入 安 弘 熊本市監查委員 坂 田 誠 二 熊本市監查委員 飯 銅 芳 明 熊本市監查委員 坂 本 邦 彦

#### 健全化判断比率等審査意見

#### 第1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 第2 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成26年度熊本市決算における健全化判断比率(実質赤字比率、連結 実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、 各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。(以下、登載省略)

#### 第3 審査の結果

- 1 健全化判断比率について
  - (1) 健全化判断比率の状況

(健全化判断比率の状況は登載省略)

ア 実質赤字比率について

平成26年度決算における一般会計等の実質収支額は3,007,255千円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化 基準11.25%を下回っている。

### イ 連結実質赤字比率について

平成26年度決算における一般会計等に公営事業会計(公営企業会計を含む。)を加えた連結実質収支額は24,809,935千円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準16.25%を下回っている。

#### ウ 実質公債費比率について

平成26年度決算における実質公債費比率は前年度より0.7ポイント低下しており9.9%となっている。したがって、早期健全化基準25.0%を下回っている。

#### エ 将来負担比率について

平成26年度決算における将来負担比率は前年度より0.1ポイント低下しており122.4%となっている。したがって、早期健全化基準400.0%を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれ も適正に作成されているものと認められた。

(指定都市の状況及び健全化判断比率の推移は登載省略)

(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度比較表(登載省略)

#### 2 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の状況(資金不足比率の状況は登載省略)

平成26年度公営企業会計決算では、交通事業会計以外の会計では資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準20.0%を下回っている。

交通事業会計決算では資金不足額が発生し、資金不足比率は58.3%となり、前年度より42.1ポイント改善しているが、経営健全化基準20.0%を上回っている。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適 正に作成されているものと認められた。(交通事業会計の資金不足比率の推移は登載省略)

#### (2) 意見

交通事業では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき「経営健全化計画(平成 $21\sim27$ 年度)」を策定している。計画の達成状況や効果等を踏まえた見直しが行われ、計画の最終年度である平成27年度末においては、資金不足額が解消されることとなっている。

また、平成26年度までの計画の進捗状況をみると、バス路線移譲の前倒しや取り組み実績の効果額が計画上の効果額を上回り、予定よりも改善が進んでいる。

平成26年度においては、バス1路線を民間事業者へ移譲し、平成26年度末をもって自動車運送事業を廃止され、バス路線委譲に伴い回転用地等の売却など経営基盤の強化に取り組まれた結果、事業全体での資金不足比率は58.3% (計画89.4%) まで改善されている。

同計画の最終年度である平成27年度においては、引続き営業収支の改善や資金不足の解消に取り組まれるとともに、依然として厳しい交通事業を取り巻く経営環境の中で、軌道事業のみとなった事業経営における収入の確保や効率化など、新たに策定する経営計画の中で検討し、公営企業として効率的で着実な経営に努められるよう求めるものである。

(3) 資金不足比率の算定項目の前年度比較表(登載省略)

#### 参考資料(登載省略)

資料1 政令指定都市の状況(前年度)

資料2 健全化判断比率の推移

資料3 交通事業会計の資金不足比率の推移

資料4 用語の解説

監委公告第14号 平成27年9月7日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度熊本市一般会計・特別会計(公営企業会計を除く。)歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定められた書類、並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された平成26年度基金運用状況報告書について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監查委員 家 入 安 弘 熊本市監查委員 坂 田 誠 二 熊本市監查委員 飯 銅 芳 明 熊本市監查委員 坂 本 邦 彦

平成26年度 熊本市各会計決算審査意見

#### 第1 審查対象

1	平成26年度	熊本市一般会計歲入歲出決算
2	同	国民健康保険会計歳入歳出決算
3	同	介護保険会計歳入歳出決算
4	同	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算
5	司	後期高齢者医療会計歳入歳出決算
6	同	食肉センター会計歳入歳出決算
7	同	農業集落排水事業会計歳入歳出決算
8	同	産業振興資金会計歳入歳出決算
9	同	食品工業団地用地会計歳入歳出決算
1 (	) 同	競輪事業会計歳入歳出決算
1 1	同	地下駐車場事業会計歳入歳出決算
1 2	2 同	熊本駅西土地区画整理事業会計歳入歳出決算
13	3 同	植木中央土地区画整理事業会計歳入歳出決算
1 4	1 同	奨学金貸付事業会計歳入歳出決算
1 5	5 同	公債管理会計歲入歲出決算

#### 第2 審查期間

平成27年7月9日から平成27年7月27日まで

#### 第3 審查方法

審査は、歳入歳出決算書その他政令で定められた歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の様式の合規性及び計数の正確性、歳入歳出予算の執行状況及び財政運営状況等に主眼をおき、次の方法により実施した。

- 1 各会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書は、歳入歳出原簿、歳入歳出整理簿その他関係帳簿及び証拠書類と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、予算執行の適否について審査した。
- 2 実質収支に関する調書は、各会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、繰越明許費繰越計算 書等と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、財政の運営状況等を審査した。
- 3 財産に関する調書は、関係帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性を審査した。

#### 第4 審査結果

各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第16条及び第16条の2に定められた様式を備えており、計数は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

各会計の予算執行では、歳入予算において一部に収入未済や不納欠損となっているもの、繰上 充用されているもの、また、歳出予算においては不用額となっているもの、翌年度へ繰越明許費 として処理されているものもあったが、適正に執行されていると認められた。

#### 第5 審査概要(登載省略)

平成26年度熊本市基金運用状況審査意見

#### 第1 審査対象

土地開発基金、美術品等取得基金

#### 第2 審査期間

土地開発基金 平成27年7月17日

美術品等取得基金 平成27年7月17日

#### 第3 審查方法

審査は、運用状況報告書の計数等の正確性及び基金の設置目的に沿った運用がなされているかなどに主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で実施した。

#### 第4 審査結果

審査に付された土地開発基金運用状況報告書及び美術品等取得基金運用状況報告書の計数は関係帳簿と符合し正確であった。また、いずれも設置目的に沿った運用がなされているものと認められた。(以下、登載省略)

監委公告第15号 平成27年9月7日

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、工業用水道事業会計、交通事業会計決算書及び関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監查委員 家 入 安 弘 熊本市監查委員 坂 田 誠 二 熊本市監查委員 飯 銅 芳 明 熊本市監查委員 坂 本 邦 彦

平成26年度熊本市公営企業会計決算審査意見

#### 第1 審查対象

平成26年度 病院事業会計決算

平成26年度 水道事業会計決算

平成26年度 下水道事業会計決算

平成26年度 工業用水道事業会計決算

平成26年度 交通事業会計決算

#### 第2 審査期間

平成27年6月5日から同年6月26日まで

#### 第3 審査方法

審査にあたっては、決算書類が各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で行った。

#### 第4 審査結果

審査に付された決算書類は、いずれも法令の定めに準拠して作成されており、その計数は、平成26年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

なお、平成26年度決算より、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)に基づく、地方公営企業会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用となっている。

第5 審查概要(登載省略)

## 農業委員会

農委公告第9号平成27年9月2日

熊本市農業委員会総会会議規則(平成24年農委規則第1号)第2条により農業委員会総会を次の とおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成27年9月8日(火)午後3時
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
  - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)
  - 第2号議案 競売買受適格証明願(耕作目的:会許可)
  - 第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
  - 第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
  - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (6号)
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

(農地中間管理機構との賃貸借)

- 第7号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他